

学校感染症の出席停止について

学校保健安全法 第18・19条に基づき、以下の感染症にかかった場合は出席停止となります。医師と相談の上、ほかの生徒に感染する恐れのある期間は登校せず、適切な処置をとるようにご配慮ください。なお、登校する際は、保護者により下記の「出席停止報告書」を記入の上、提出してください。

下記の「出席停止・許可証明書」を保護者が記入し、登校時に学校に提出してください。(担任→保健室)
欠席ではなく「出席停止」の扱いとなります。

出席停止期間の基準

○インフルエンザ

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

○新型コロナウイルス感染症

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

きりとりせん

出席停止・許可証明書

愛知県立半田農業高等学校長 殿

年 組 番 氏名

疾患名 (該当疾患に○印)

- (第1種) 1 第1類の感染症 ()
- (第2種) 2 インフルエンザ 3 百日咳 4 麻疹 5 流行性耳下腺炎 6 風しん
7 水痘 8 咽頭結膜熱 9 結核 10 髄膜炎菌性髄膜炎
11 新型コロナウイルス感染症
- (第3種) 12 コレラ 13 細菌性赤痢 14 腸管出血性大腸菌感染症 15 腸チフス
16 パラチフス 17 流行性角結膜炎 18 急性出血性結膜炎
- (その他) 19 手足口病 20 ヘルパンギーナ 21 伝染性紅斑 22 溶連菌感染症
23 その他の感染症 ()

上記疾患のため、医師により下記の期間出席停止を要すると指示があったため報告します。

令和 年 月 日 から 年 月 日まで

令和 年 月 日

保護者氏名